

～1200年の歴史・文化を実感でき、世界の人々を魅了し続けるまちとなる～

基本方針

京都の個性や魅力の源は、歴史や文化であり、そしてそれらを表象する美しい景観である。この優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれらを「活かして」いくことにより、わが国を代表する歴史都市・京都の魅力や価値を高め、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、市民との共汗により、時を超え光り輝く京都の景観づくりを推進していく。

現状・課題

- 高度経済成長期以降、急速な都市化の伸長に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物などにより、京都らしい景観が変容してくる中、平成19年9月から新景観政策を実施しているが、京都の魅力や活力を維持・向上させる取組を加速させるため、景観政策の着実な推進と更なる進化が求められる。
- 京都では、個々の地域が自然、歴史、文化等から生じる地域固有の特性を有しており、それぞれの地域において、市民をはじめあらゆる主体が参加、協力、協働して取り組む景観まちづくりの推進が求められる。
- 京都のまちの歴史・文化の象徴ともいえる京町家は年々消失し、京都らしい風情ある景観や文化が次第に失われてきており、個性あふれる京都の暮らしや空間、まちづくりを継承発展させるためには、京町家をはじめとする歴史的建造物のさらなる保全・再生・活用に取り組むことが求められる。
- 安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、災害時のライフラインの確保等の観点から、道路に設置された電柱、電線類の無電柱化等が求められている。
- 街路樹や公園緑地は都市の景観を形成するうえで、重要な緑であり、中心市街地や周辺の新興市街地において、緑化を推進することが求められている。
- 東山、北山、西山の三山の森林は、山紫水明と称えられる京都の自然景観の骨格をなすものであるが、近年、林相の激変や病虫害の発生等により、森林景観が変容してきており、三山の森林再生が求められる。

<新景観政策 5つの柱>

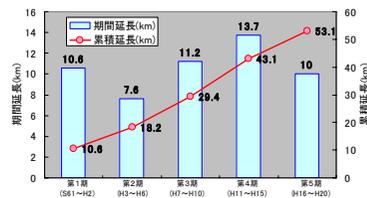
- ① 建物の高さ規制の見直し
- ② 建物等のデザイン基準や規制区域の見直し
- ③ 眺望景観や借景の保全の取組
- ④ 屋外広告物対策の強化
- ⑤ 京町家等の歴史的な町並みの保全



◆急速な都市化による町並みの変容



◆歴史と文化の象徴である京町家(吉田邸)



◆無電柱化の実績

政策の目標

<みんなで目指す10年後の姿>

- 山紫水明と称えられる自然や、千二百年の悠久の歴史の中で、育まれてきた京都の美しい景観の保全・再生・創造により、京都らしい暮らしや産業、文化がまちのあちこちで息づき、京都市民のみならず、世界中の人々を魅了し、さらには優秀な人材や産業が集積する、魅力あるいきいきとした都市となる。
- 歴史的建造物などによる京都らしい風情ある町並みや三山などの自然景観と調和した建築物、更には、道路空間と一体となった現代的な沿道景観を創造する質の高い建築物などの整備が進むとともに、屋外広告物の整備も進み、地域ごとの特性を反映した品格のある優れた町並み景観が、市内に拡がりつつある。
- 京都のまちのあちこちで景観についての勉強会や協議が始まり、それぞれの地域における景観の将来像を共有しながら独自の景観ルールを定めるなどの活動が活発になり、地域の町並みや相隣環境に配慮した建築物の整備が進み、地域の絆に支えられ安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいる。
- これまで空き家になっていた京町家が住まいやお店等へ活用されるなど、京町家の保全・活用が進み、これまで京町家が蓄積してきた暮らしや空間、まちづくりの文化が継承され、まちに活力が生まれる。
- 幹線道路や京町家をはじめとする歴史的建造物が多く残る地区等において、無電柱化や町並み景観に配慮した美しい道路の整備が進み、市民の皆様や京都を訪れる人々が、京都の町並みを楽しみ、歩く魅力を感じ、賑わいのあるまちとなる。
- 暮らしと自然が共生する住まいづくりや、道路、公園の緑の整備、三山の森林再生活動が進み、環境にやさしく、四季折々の彩りを楽しむことができる都市になる。

<政策指標>

	指標	現況値	目標値
1	地域の景観を構成する重要な要素の保全 (景観重要建造物等の指定数)	34件	350件
2	京町家の保全・活用 (京町家の改修の年間実施率)	7.0%(H16-20)	10%(H26-30)
3	町並み景観に配慮した美しい道路の整備 (歴史まちづくり法による道路修景整備地区の無電柱化完了率)	0%	100%
4	地域による景観まちづくりの推進 (地域における景観ルールへ向けた取組※1)	71件	120件
5	三山における緑の良好な保全 (緑視率※2)	調整中	25%

※1 市街地景観協定2件、地区計画(地域協働型)3件及び地区計画策定に向け取組中3件、建築協定63件(景観保全に関するもの)

※2 人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や借景としての緑地や山などの、立体的な緑を算定する指標

## 市民と行政の役割分担と共汗

